

特記仕様書

第1条（適用範囲）

本特記仕様書（以下、「本仕様書」という。）は、静岡県富士山世界遺産課が実施する「令和2年度富士山富士宮口五合目来訪者施設整備推進計画策定業務委託」（以下「本業務」という。）について適用する。

なお、本仕様書に記載のない事項は、契約図書及び業務仕様書に基づき実施するものとする。

第2条（業務目的）

富士山は年間約20万人の来訪者を迎える日本を代表する世界遺産である。静岡県内3つの登山道のうち最も来訪者が多い富士宮口五合目では、1軒のみ存在するレストハウスが登山及び観光の拠点として利用されているが、シェルターや救護所等、来訪者の安全確保のための機能が不足している。そのため、静岡県では、富士山噴火時の噴石からの一時的避難場所としての安全性及び世界遺産としての適合性を備えたレストハウス再整備のあり方を検討している。

平成30年度には建設候補地周辺の雪崩や落石の影響を調査し、再整備の候補地選定に着手した。また、静岡県及び富士宮市の関係課による検討会を開催し、来訪者施設整備の基本方針とあるべき機能を取りまとめた。令和元年度には、それらを基に建設候補地を絞り込み、建物や動線の想定を行った。

本業務は、上記を踏まえて富士宮口五合目における来訪者施設整備に向け、課題や施設計画などを取りまとめた推進計画を策定することを目的とする。

第3条（業務内容）

本業務の内容は、次のとおりとする。

なお、本業務においては、平成30年度に取りまとめた「富士宮口五合目来訪者施設整備の基本方針」及び「富士宮口五合目来訪者施設のあるべき機能のまとめ」、令和元年度に実施した「富士山富士宮口五合目来訪者施設に関する基礎調査業務委託」についても検討の材料とする。

また、整備主体については令和2年度中に関係者協議により決定を予定している。

(1) 計画準備

既存資料の収集・整理を行い、業務計画の作成を行う。

(2) 現地踏査

業務の対象エリアの自然状況や、土地利用状況及び各種施設（案内施設、安全施設、排水施設等）の状況、景観を把握し、整理する。

(3) 関係法令の整理

施設整備において関係する法令等について、整理する。

(4) 整備推進計画案の策定

来訪者施設の建設地及び規模、五合目全体の動線計画、諸室構成、デザイン、構造等の整備推進計画案を策定する。計画案は、県及び市関係課により構成される整備推進計画策定委員会（静岡県内で2回程度開催を予定。）における協議内容及び年3回程度開催する有識者会議（会場は東京を予定。）における有識者からの助言を基に策定する。

① 課題の整理

令和元年度までの検討内容及び現地踏査の結果を踏まえ、施設の整備における課題を整理する。

② 整備推進計画内容の検討

ア 施設計画

a 建設地

防災面（雪崩、落石等）及び建築可能性を考慮し、建設地の検討を行なう。

b 五合目の利用

五合目全体並びに施設内における来訪者及び車両の動線等の利用計画について検討し、五合目全体の活用イメージ図を作成する。

c 規模及び諸室構成

関係法令等及び関係者への意見徴取結果を踏まえて、施設規模及び諸室構成を検討し、ゾーニング図及び平面図、立面図、建物配置図を2案程度作成する。

d デザイン

特別名勝富士山保存管理計画及び富士箱根伊豆国立公園富士山地域管理計画書、都市計画法、建築基準法等、施設デザインを作成するにあたり配慮すべき事項を整理した上で、施設のデザインイメージ図を作成する。

施設のデザインイメージ図は、計画地全体の鳥瞰図及びアイレベルからのイメージスケッチを、規模及び諸室構成案に応じて各2案程度作成する。

イ 構造計画

施設計画を踏まえ、噴石対策の観点から本施設の整備にあたって満たすべき構造条件を検討する。噴石対策においては、「活火山における退避壕等の充実に向けた手引き（平成27年12月内閣府（防災担当））」を参考とすること。

ウ 工程・整備計画

上記施設計画及び構造計画を踏まえ、概略工事工程を検討する。併せて、関係機関の役割分担及び整備スケジュールを整理する。

③ 概算事業費の検討

計画の検討内容を踏まえ、施設整備及びそれに伴い発生する周辺整備、施設維持管理に必要となる概算費用を算出する。

④ 整備推進計画案の作成

計画の検討内容及び関係者調整の結果を踏まえ、整備推進計画を取りまとめる。

併せて、整備推進計画書の内容を1～2枚程度（A3版）にまとめた整備推進計画概要版の作成も行う。

(5) 整備推進計画策定委員会及び有識者会議の運営支援

県及び市関係課により構成される整備推進計画策定委員会及び有識者会議で使用する資料の作成及び会議の記録を行う。

(6) 照査

業務の進捗に合わせた照査を行う。

(7) 業務報告書作成

業務で得られた成果について、検討経緯や根拠資料等をわかりやすく業務報告書として取りまとめる。

第4条（委託業務に関する書類）

委託業務に関する書類の様式は、次のとおりとする。

1 契約書第14条の委託業務実施計画書 様式第1号

契約書第14条に基づき様式第1号により実施計画書を委託者へ提出すること。

2 契約書第16条の委託業務実績報告書 様式第2号

契約書第16条に基づき様式第2号により実績報告書を委託者へ提出すること。

第5条（その他）

業務内容に疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。